

経済産業省

20161208製局第1号

平成28年12月9日

一般財団法人日本ラジコン電波安全協会

理事長 増田 勉 殿

経済産業省製造産業局長 糟谷 敏秀



日露首脳会談等開催に伴う警備協力について（要請）

平素より経済産業行政に御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

平成28年12月15日及び16日にプーチン・ロシア連邦大統領一行が、日露首脳会談等のため山口県及び東京都を訪問する予定です。これに伴い、平成28年12月5日付け警察庁丙備発第344号をもって、警察庁警備局長から、当省に対し、警備協力の要請がありました。

これを踏まえ、プーチン・ロシア連邦大統領等をはじめとする関係者の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、下記を踏まえた適切な措置を講じていただきますよう、貴団体の会員企業に周知徹底をお願いいたします。

記

(1) 自主警備体制の強化

- ① 建物内への不正侵入を防止するための監視装置等の設置及び施錠等
- ② 建物及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- ④ 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡視点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難・紛失等の防止対策

⑥ 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーセキュリティ対策

(2) 連絡体制の確立

- ① 緊急時における警察等の関係機関への連絡体制
- ② 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察等の関係機関への連絡体制

(3) 連絡の徹底

- ① 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察への通報連絡の徹底
- ② 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難・紛失等の警察への連絡の徹底

(4) 日露首脳会談等開催場所周辺地域における大規模行事、業務用車両利用及びドローン等小型無人機の使用の自粛

(5) 日露首脳会談等開催場所周辺地域における交通総量抑制への協力

(6) 無人航空機の製造事業者における機体管理の徹底（平成27年12月10日付け20151207製局第3号「無人航空機の所有者の把握に関する自主的取組について（要請）」（別紙）に掲げる取組の徹底）

以上

なお、本件に関する問合せは、以下の連絡先までお願いいたします。

連絡先：経済産業省製造産業局産業機械課ロボット政策室

電話：03-3501-1049

FAX：03-3580-6394

経済産業省

20151207製局第3号

平成27年12月10日

一般財団法人日本ラジコン電波安全協会

理事長 増田 勉 殿

経済産業省製造産業局長 糟谷 敏秀



無人航空機の所有者の把握に関する自主的取組について（要請）

近年、無人航空機は、技術の発展による機能及び性能の向上に伴い、利活用の範囲が拡大しています。無人航空機の適正な利活用をさらに拡大するには、その技術や機体の機能・性能に関する専門的な知識を有する製造事業者と、機体を所有し現場で利用する者（所有者）とが十分な結節点を持ち、双方向の情報交換等を通じて、安全な飛行に関する情報や技術的サポートの提供、現場における利用実態やニーズの把握等を進めることが重要と考えられます。また、製造事業者と所有者がそのような関係にあることで、無人航空機が事故等によって所有者から遊離した場合にも、その機体の所有者の特定や事故等の原因調査、更なる事故等の防止に向けた機体の改良や所有者への情報提供等も円滑に行うことができるようになります。

これらを踏まえ、製造・輸入事業者等及び販売事業者等に対し、下記の自主的取組を行うよう要請します。

なお、本要請における「無人航空機」とは、航空法における定義と同様に「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除く）」とします。

記

1. 製造・輸入事業者等による自主的取組

無人航空機の製造事業者（製造委託の場合は委託者）は、他者に販売する機体について、次の①～⑤の自主的取組を行う。また、輸入事業者は、①～⑤の自主的取組を行う製造事業者の機体を輸入するか、又は、製造事業者に代わって①～⑤の自主的取組を行

う。

なお、これらについては、団体等の取組として複数の事業者が共同して行う形でもよい。

- ① 個別の機体を特定することができる製造番号、登録番号、記号等を機体に表示する。
- ② 所有者情報（氏名又は名称、住所、連絡先（電話番号、メールアドレス等）及び所有する機体の製造番号等）の提供（以下「ユーザー登録」という。）を所有者から受けるための方法を確立する。

（例）

- ・所有者が郵送等によってユーザー登録を行える書面を機体に添付する。
- ・所有者がインターネットを利用してユーザー登録を行うための方法を提示する。
- ・販売事業者に対し、購入者の所有者情報を把握して提供するよう依頼する。

- ③ 所有者にユーザー登録を促すための措置を講じる。

（例）

- ・ユーザー登録をしなければ機体を購入できない。
- ・ユーザー登録をしなければ機体を飛行させられない（操縦用のソフトウェアをダウンロードできない等）。
- ・ユーザー登録をしていれば保険の適用を受けられる。
- ・ユーザー登録をしていれば技術的サポートを受けられる。

- ④ 所有者情報を法令に基づき適切に管理する。
- ⑤ 警察や検察等の捜査機関からの法令に基づく照会に応じて所有者情報を提供する。

2. 販売事業者等による自主的取組

販売事業者は、自主的取組として次の取組を行う。また、ショッピングモール（インターネット上のものを含む）等の運営者は、無人航空機を販売する出店者（販売事業者）に対して自主的な取組を促す。

- ① 1. ①～③の自主的取組を行っている製造・輸入事業者の機体を販売する。
- ② 機体の購入者に対し、ユーザー登録を行うよう促す。

3. その他

無人航空機の安全な飛行を促進する観点から、無人航空機を自ら製造又は輸入して飛行させる者についても、その所属する団体等へのユーザー登録を自主的に進めること。

以上